



# 鳥取県公報

平成13年 9月17日(月)  
号外第100号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

規 則	鳥取県海面漁業調整規則の一部を改正する規則(61)(水産課).....	1
	鳥取県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則(62)( ).....	4

——— 公布された規則のあらまし ———

### 鳥取県海面漁業調整規則の一部を改正する規則

- 1 定数漁業の許可の申請をした者が当該申請の許可等の処分があるまでの間に分割したときは、当該分割によって当該申請に係る権利及び義務の全部を承継した法人が、当該漁業の許可の申請をした者の地位を承継することとした。(第9条関係)
- 2 漁業の許可又は起業認可を受けた者が分割をしたときは、分割によって漁業の許可又は起業認可に係る権利及び義務の全部を承継した法人が当該漁業の許可又は起業認可を受けた者の地位を承継することとした。(第27条関係)
- 3 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 4 この規則は、公布の日から施行することとした。

### 鳥取県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則

- 1 採捕の許可を受けた者が分割し、当該許可に係る事業の全部を承継させたときは、当該許可は効力を失うこととした。(第21条関係)
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 3 この規則は、公布の日から施行することとした。

## 規 則

鳥取県海面漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成13年 9月17日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 鳥取県規則第61号

鳥取県海面漁業調整規則の一部を改正する規則

鳥取県海面漁業調整規則(昭和40年鳥取県規則第46号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(漁業権行使規則の認可の申請)</p> <p>第4条 漁業法第8条第6項の規定による漁業権行使規則又は入漁権行使規則の認可を受けようとする者は、様式第2号による認可申請書により認可を知事に申請しなければならない。</p> <p>(漁業の認可の申請)</p> <p>第9条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 定数漁業の許可の申請をした者が当該申請について許可又は不許可の処分があるまでの間に死亡し、<u>合併により解散し、又は分割(当該申請に係る権利及び義務の全部を承継させるものに限る。)</u>をしたときは、その相続人(相続人が2人以上ある場合において、その協議により当該申請をした者の地位を承継すべき者を定めたときは、その者)、<u>当該合併後存続する法人若しくは当該合併によって成立した法人又は当該分割によって当該権利及び義務の全部を承継した法人は、</u>当該漁業の許可の申請をした者の地位を承継する。</p> <p>7 略</p> <p>(許可証の返納)</p> <p>第16条 漁業の許可を受けた者は、当該許可がその効力を失い、又は取り消された場合には、<u>速やかに</u>その許可証を知事に返納しなければならない。前条の規定により許可証の書換え交付又は再交付を受けた場合における従前の許可証についても同様とする。</p> <p>2 前項の場合において、許可証を返納することができないときは、理由を<u>付して</u>その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>3 漁業の許可を受けた者が死亡し、又は解散したときは、その相続人又は合併後存続する法人、合併によって成立した法人<u>若しくは</u>清算人が前2項の手続きをしなければならない。</p> <p>第26条 知事は、定数漁業のうち船舶ごとに許可を要する漁業の許可を受けた者から、その許可の有効期間中に許可を受けた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は<u>法人の合併若しくは分割</u>以外の理由により当該船舶を使用する権利を取得して当該漁業を営もうとする者が、当該船舶について漁業の許可又は起業の認可を申請した場合において、その申請が次の各号の<u>い</u>に該当し、かつ、その申請の内</p>	<p>(漁業権行使規則の認可の申請)</p> <p>第4条 漁業法第8条第4項の規定による漁業権行使規則又は入漁権行使規則の認可を受けようとする者は、様式第2号による認可申請書により認可を知事に申請しなければならない。</p> <p>(漁業の認可の申請)</p> <p>第9条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 定数漁業の許可の申請をした者が当該申請について許可又は不許可の処分があるまでの間に死亡し、<u>又は合併により解散したときは、</u>その相続人(相続人が2人以上ある場合において、その協議により当該申請をした者の地位を承継すべき者を定めたときは、その者)又は当該合併後存続する法人若しくは当該合併によって成立した法人は、当該漁業の許可の申請をした者の地位を承継する。</p> <p>7 略</p> <p>(許可証の返納)</p> <p>第16条 漁業の許可を受けた者は、当該許可がその効力を失い、又は取り消された場合には、<u>すみやかに</u>その許可証を知事に返納しなければならない。前条の規定により許可証の書換え交付又は再交付を受けた場合における従前の許可証についても同様とする。</p> <p>2 前項の場合において、許可証を返納することができないときは、理由を<u>附して</u>その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>3 漁業の許可を受けた者が死亡し、又は解散したときは、その相続人、<u>合併後存続する法人、</u>合併によって成立した法人又は清算人が前2項の手続きをしなければならない。</p> <p>第26条 知事は、定数漁業のうち船舶ごとに許可を要する漁業の許可を受けた者から、その許可の有効期間中に許可を受けた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は<u>合併</u>以外の理由により当該船舶を使用する権利を取得して当該漁業を営もうとする者が、当該船舶について漁業の許可又は起業の認可を申請した場合において、その申請が次の各号の<u>一</u>に該当し、かつ、その申請の内容が従前の許可に係る漁業</p>

容が従前の許可に係る漁業の許可の内容と同一であるときは、第21条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、漁業の許可又は起業の認可をするものとする。

(1)~(4) 略

2 知事は、前項第2号の規模若しくは同項第3号の漁業を定め、又はこれらを変更しようとするときは、鳥取海区漁業調整委員会の意見を聴くものとする。

(相続又は法人の合併若しくは分割)

第27条 漁業の許可又は起業認可を受けた者が死亡し、解散し、又は分割(当該漁業の許可又は起業の認可に基づく権利及び義務の全部を承継させるものに限る。)をしたときは、その相続人(相続人が2人以上ある場合においてその協議により漁業を営むべき者を定めたときは、その者)、合併後存続する法人若しくは合併によって成立した法人又は分割によって当該権利及び義務の全部を承継した法人は、当該漁業の許可又は起業の認可を受けた者の地位を承継する。

2 略

(火船の隻数制限等)

第48条 次の表の左欄に掲げる漁業に使用することができる火船(集魚を目的とする照明設備を備える船舶をいう。)の隻数は、同表中欄に定める数の範囲内であって1隻当たりの集魚を目的とする照明設備の総設備容量は、それぞれ同表右欄に定める容量の範囲内であればならない。

漁業の種類	隻数	総設備容量
略		
<u>いか釣り漁業(承継漁業等の取締りに関する省令(平成6年農林水産省令第54号)別表第2第一種いか釣り漁業の項二の口からちまでの海域におけるいか釣り漁業に限る。)</u>	1隻	電球60キロワット
略		

の許可の内容と同一であるときは、第21条第1項各号の一に該当する場合を除き、漁業の許可又は起業の認可をするものとする。

(1)~(4) 略

2 知事は、前項第2号の規模若しくは同項第3号の漁業を定め、又はこれらを変更しようとするときは、鳥取海区漁業調整委員会の意見をきくものとする。

(相続又は合併)

第27条 漁業の許可又は起業認可を受けた者が死亡し、又は解散したときは、その相続人(相続人が2人以上ある場合においてその協議により漁業を営むべき者を定めたときは、その者)又は合併後存続する法人若しくは合併によって成立した法人は、当該漁業の許可又は起業の認可を受けた者の地位を承継する。

2 略

(火船の隻数制限等)

第48条 次の表の左欄に掲げる漁業に使用することができる火船(集魚を目的とする照明設備を備える船舶をいう。)の隻数は、同表中欄に定める数の範囲内であって1隻当たりの集魚を目的とする照明設備の総設備容量は、それぞれ同表右欄に定める容量の範囲内であればならない。

漁業の種類	隻数	総設備容量
略		
<u>いかつり漁業(いかつり漁業に係る操業に関する制限又は禁止の措置を定め等の件(昭和47年農林水産省告示第1352号)の1の(2)の海域におけるいかつり漁業に限る。)</u>	1隻	電球60キロワット
略		

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成13年 9月17日

鳥取県知事 片 山 善 博

#### 鳥取県規則第62号

鳥取県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則

鳥取県内水面漁業調整規則（昭和40年鳥取県規則第47号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（漁業権行使規則等の認可の申請）</p> <p>第4条 漁業法第8条第6項の規定による漁業権行使規則又は入漁権行使規則の認可を受けようとする者は、様式第2号による認可申請書により認可を知事に申請しなければならない。</p>	<p>（漁業権行使規則等の認可の申請）</p> <p>第4条 漁業法第8条第4項の規定による漁業権行使規則又は入漁権行使規則の認可を受けようとする者は、様式第2号による認可申請書により認可を知事に申請しなければならない。</p>
<p>（許可証の返納）</p> <p>第17条 採捕の許可を受けた者は、当該許可がその効力を失い、又は取り消された場合には、速やかにその許可証を知事に返納しなければならない。前条の規定により許可証の書換え交付又は再交付を受けた場合における従前の許可証についても同様とする。</p> <p>2 前項の場合において、許可証を返納することができないときは、理由を付してその旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>3 採捕の許可を受けた者が死亡し、又は解散したときは、その相続人又は合併後存続する法人、合併によって成立した法人若しくは清算人が前2項の手続きをしなければならない。</p>	<p>（許可証の返納）</p> <p>第17条 採捕の許可を受けた者は、当該許可がその効力を失い、又は取り消された場合には、すみやかにその許可証を知事に返納しなければならない。前条の規定により許可証の書換え交付又は再交付を受けた場合における従前の許可証についても同様とする。</p> <p>2 前項の場合において、許可証を返納することができないときは、理由を附してその旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>3 採捕の許可を受けた者が死亡し、又は解散したときは、その相続人、合併後存続する法人、合併によって設立した法人又は清算人が前2項の手続きをしなければならない。</p>
<p>（採捕の許可の失効）</p> <p>第21条 採捕の許可を受けた者が死亡し、解散し、又は分割（当該許可に係る事業の全部を承継させるものに限る。）をしたときは、当該許可は、その効力を失う。</p>	<p>（採捕の許可の失効）</p> <p>第21条 採捕の許可を受けた者が死亡し、又は解散したときは、当該許可は、その効力を失う。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。